

広島市告示（西区）第 1 2 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9
8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を
撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實